

令和7年度島根県原子力防災資機材
(NaIシンチレーション・個人線量計) 調達業務
仕様書

島 根 県

【NaI シンチレーションサーベイメータ】

1. 概要
本仕様書は、NaI シンチレーションサーベイメータに求める基本的な性能を規定するものである。
2. 機器構成及び納入数量
NaI シンチレーションサーベイメータ（専用ケース付き） 1台
3. 納入期限
令和7年12月26日（金）
4. 納入場所
松江消防本部
5. 使用環境条件
 - ・ 温度： -10°C ～ $+40^{\circ}\text{C}$ （屋内及び屋外で使用）
 - ・ 湿度： $\sim 90\%$ RH
 - ・ 気圧：地上大気圧
6. 要求性能
 - 1) 検出放射線は、 γ 線であること。
 - 2) 検出器は、NaI (TI) シンチレーション検出器であること。
 - 3) 測定範囲は、バックグラウンド $\sim 30.0\ \mu\text{Sv/h}$ 、バックグラウンド $\sim 30.0\ \mu\text{Gy/h}$ を満たすこと。
 - 4) 測定エネルギー範囲は、 50keV ～ 3MeV を満たすこと。
 - 5) エネルギー特性は、 ^{137}Cs に対して $\pm 15\%$ 以下であること（ 60keV ～ 1.5MeV ）。
 - 6) 相対基準誤差は、デジタル表示で測定値に対して許容差 $\pm 15\%$ 以内
 - 7) 計数音のあること。
 - 8) 時定数は、3、10、30秒が設定できること。
 - 9) バッテリー残量が表示できること。
 - 10) 一次電池（単三アルカリ乾電池）使用时、連続で30時間以上使用可能であること。
 - 11) $\mu\text{Sv/h}$ と $\mu\text{Gy/h}$ の切り替えができること。
 - 12) 線量当量率にてエネルギー補償のあること。
 - 13) 夜間でも表示部が視認できること。
 - 14) 保管・運搬用の収納ケースを付属させること。
 - 15) その他の事項は原則として下記基準に基づくが、疑義が生じた場合は協議すること。
 - ①日本工業規格（JIS）
 - ②電気学会電気規格調査会標準規格（JEC）
 - ③日本電機工業会標準規格（JEM）
 - ④その他関係法令及び規格

6. 提出図書
 - ・試験成績書
 - ・取扱説明書
7. 現地作業
 - ・搬入・組上げ調整
 - ・動作試験
8. 据付・調整
引渡し完了後、速やかに放射線測定が実施できること。
9. 検収
発注者は、据付及び調整が完了した時点で担当職員の立会いの下で完成検査を行い、本検査の合格をもって検収とする。
10. 保証
保証期間は検収後1年間とし、保証期間内に受注者又は製造者の責任に帰する機器の故障、不具合等が発生した場合には、受注者の責任において無償で速やかに修理すること。
11. 取扱説明
引渡しにあたっては、取扱方法、日常の点検方法等について、担当職員に十分な説明を行うこと。
12. 製品番号等の表示
下記の事項について、剥がれないように加工を施したシール等でケース、機器両方に貼り付け表示すること。（テプラ等が剥がれやすいケースの場合は、ラミネートを加工したタグを取り付けるなど工夫をし、剥がれないようにすること）
 - ・令和7年度緊急時安全対策交付金
 - ・製品番号
 - ・〇〇市（納入場所）
13. 協議
本仕様書に定めのない事項又は、その内容に疑義を生じた場合にはその都度協議すること。

【個人線量計】

1. 概要
本仕様書は、個人線量計に求める基本的な性能を規定するものである。
2. 使用目的
リアルタイムでの個人被ばく線量測定用
3. 納入数量
100 台
4. 納入期限
令和 7 年 12 月 26 日（金）
5. 納入場所
出雲市消防本部
6. 使用環境条件
 - ・ 温度：－10℃～＋40℃（屋内及び屋外で使用）
 - ・ 湿度：～90% R H
 - ・ 気圧：地上大気圧
 - ・ その他：防塵・防水
7. 測定線種
 γ （X）線
8. 表示
測定値が常時液晶表示されていること。
9. 電源
 - ・ 一次電池使用
 - ・ 使用者による電池交換が可能であること
 - ・ 電源の入切操作ができること
10. 警報機能
 - ・ 積算線量について注意・警報機能が付いていること
 - ・ 音、光、振動で知らせることができること
11. エネルギー・方向特性
JIS Z 4312:2013 の G1 形、G2 形、G3 形のいずれかを満たすこと

12. その他技術的仕様

- ・電源が切れた場合、記憶された情報が喪失しないこと
- ・積算線量のリセット方法を取扱説明書に示すこと
- ・線量計の指示値が外部電磁界（携帯電話等）に影響される場合は、その旨及び対処法を取扱説明書等に示すこと
- ・防滴構造のもの、もしくは運用時に薄手のラップフィルム等で養生することが可能であること
- ・その他、本仕様書に記載なき事項は原則として下記基準に基づくが、疑義が生じた場合は協議すること
 - ①日本産業規格（JIS Z 4312）
 - ②国際電気標準会議（IEC61526）

13. 保守サービス

- ・保証期間は、引き渡し当日から1年間とし、期間中に通常の使用において故障したものについては、無償で交換又は修理を行うこと
- ・設計又は製造上の原因による不具合は、保証期間外であっても交換又は修理等の対応を行うこと
- ・引き渡し当日から5年間は、故障修理等の対応を保証すること
- ・故障時の対応が日本語のできるサービス拠点が国内にあること
- ・また、初動対応が1週間以内にできること
- ・故障時等の対応を保証する体制表を提出すること
- ・故障時などにおいて国内で速やかに修繕・復旧できるサポート体制があること

14. 提出図書

- ・校正証明書（JIS Z 4511の規格を満たした方法により、国家基準につながるトレーサビリティのとれた校正を行った証明書）
- ・取扱説明書
- ・保証書

15. 現地作業
動作確認試験

16. 据付・調整

引渡し完了後、速やかに放射線測定が実施できること。

17. 検収

発注者は、据付及び調整が完了した時点で担当職員の立会いの下で検査を行い、本検査の合格をもって検収とする。

18. 保証

保証期間は検収後 1 年間とし、保証期間内に故障、不具合等が発生した場合には、受注者の責任において無償で速やかに修理すること。

19. 取扱説明

引渡しにあたっては、取扱方法、日常の点検方法等について、担当職員に十分な説明を行うこと。

20. 製品番号等の表示

下記の事項について、剥がれないように加工を施したシール等でケース、機器両方に貼り付け表示すること。（テプラ等が剥がれやすいケースの場合は、ラミネートを加工したタグを取り付けるなど工夫をし、剥がれないようにすること）

【本体】

- ・製品番号

【外箱・袋】

- ・令和 7 年度緊急時安全対策交付金
- ・製品番号
- ・〇〇市（納入場所）

21. 協議

本仕様書に定めのない事項又は、その内容に疑義を生じた場合にはその都度協議すること。

以 上